

いじめ問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年八月二十八日

参議院議長 平田健二殿

片山さつき

いじめ問題に関する質問主意書

昨年十月、大津市の中学生がいじめを苦に自殺したとされる極めて痛ましくかつ深刻な問題が発生した。

その後、この問題に対する大津市、教育委員会、学校等の一連の対応は不適切かつ不透明と言わざるを得ない。また、政府においても、今般の問題を受けて、ようやく本年八月二十八日に自殺対策の新たな指針となる「自殺総合対策大綱」を決定し、若年層の自殺対策の強化を打ち出したが、遅きに失したものと考ええる。

そこで、以下、質問する。

一 今般の大津市におけるいじめ問題への一連の対応について、政府の見解を示されたい。特に、地元選出の元文科大臣である川端総務大臣の責任は重いと考えるが、同大臣の見解を示されたい。

二 大津市が設置した第三者委員会の委員の一人が被害者の情報を漏らしたとの事由で辞任した。しかしながら、市長、教育長及び校長のいずれも、今般のいじめ問題以外の理由を何度も示唆しており、こうした姿勢が批判を招いているのではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

